

第4回 南九州市新庁舎建設 65 億円規模の現計画の是非を問う住民投票条例の制定に関する
特別委員会 会議録

令和6年4月8日(月)
議会議事堂

(開会 15:30)

1 議案第41号 南九州市新庁舎建設 65 億円規模の現計画の是非を問う住民投票条例の制定について

○吉永委員長 ただいまから、南九州市新庁舎建設 65 億円規模の現計画の是非を問う住民投票条例の制定に関する特別委員会を開会いたします。

それでは、議案第41号、南九州市新庁舎建設 65 億円規模の現計画の是非を問う住民投票条例の制定についてを議題とします。

最初に、4月4日の特別委員会において、地方自治法第100条第1項に基づくその他の関係人の招致を行うとしましたが、委員会条例第29条第1項に基づく参考人の周知といたしたいと思います。

お諮りします。議案第41号は、参考人として南九州市新庁舎建設 65 億円規模の現計画の是非を問う住民投票条例制定請求者請求代表者の西次雄さん。補助者として、同じく川口正一さんの出席を求め、求めることとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

異議なしと認めます。それでは、参考人の西次雄さん、補助員補助者の川口正一さんの出席を求めます。

それでは、西次雄さん川口正一さんには御苦労さまです。

ただいま、議案第41号南九州市新庁舎建設 65 億円規模の現計画の是非を問う住民投票条例の制定についてを議題としております。参考人に、念のため申し上げますが、御発言の際にはその都度委員長の許可を得て御発言くださいますようお願いいたします。また、参考人は委員に対し質疑はできないこととなっておりますのであらかじめ御了承願います。次に、補助者に念のため申し上げますが、参考人への助言だけで、発言ができないこととなっておりますので、あらかじめ御了承願います。

それでは、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○日置委員 ふたたび、来ていただいてありがとうございます。

住民投票の意図を改めて間違いのないように確認したくてでした。今回の住民投票の直接請求の主な目的は何でしょうか。

○西次雄氏 住民投票条例の目的ということでございますが、この間も申し上げたと思うんですが、当初45億の計画が65億にはね上がったということですね。社会情勢が緊迫する中で、20億上がったと。そのことについてはですね、市民の皆さんから、いろいろ御意見がございました。昨年6月の議会でも穎娃地域から65億円を見直してほしい、45億円に見直してほしいという請願が出されておりますね。これはもうこの間も申し上げたとおり、我々の

川辺地域でもそういう意見がたくさんあったということで、20 億上がったこの問題を、市民、皆さんで 65 億が妥当なのか。市民の皆さんはどう考えておられるのか。そういうことを判断していただくために、この条例制定を求めて署名活動を行ったわけですね。もちろん、活動に主体になったのは、御存じのとおり、子や孫の未来を考える会で主体となって、市民の有志の方をお願いして、22 名の代表請求者が手を挙げていただいて、それで署名活動を行ったわけですので、あくまでも 65 億が妥当なのかというのを市民皆さんで決めようじゃない、ございませんかという、意味で署名活動を行って請求をしたところでございます。個々はそういうことですね。市民の皆さんに判断していただくということでございます。以上です。

○日置委員 すいません似たような質問になるんですが、どういう状態が達成されたら目的を達成されたということになりますか。つまり、目的が達成されたなっているのはどういう状況ですか。住民投票が起きた時点で、もうそれは目的が達成されてるんですか。

○西次雄氏 目的達成というのはですね、今その途上のそれは、僕が 1 人で決めることじゃなくてですね、この会の皆さんで、どこまで行ったときに目的が達成したかというのは決めることであってですね個人的に言えば、投票条例が成立すりゃ目的達成ですよ。個人的にはそういう、あと、会員の皆さんが、それぞれが意思統一をしてない、そこまでや、その状況の中では今の私的な答弁しかできませんね。以上です。

○日置委員 この前の陳情の審査のときに、途中までしか質問できなかった部分として、例えば、この前陳情が仮に通って、議会が予算が通ったら、住民投票の活動自体はやめるのかみたいな質問を私がしたんです。そのときに、団体の答えとしては、陳情が通って、予算もとまったら、もう住民投票自体は求めないという趣旨の答弁だったんです。だからそこが私はうまく分からなくて、要は、住民投票をやるのが目的なんだとしたら、陳情が通ろうが通ろまいが住民投票条例自体は訴えかけていかれるっていうお話なのかなと思ってたんです。伝わってますかね。要は、陳情の審査のときはもう予算もとまったら、陳情が通った、予算がとまったらもう住民投票という形で訴えるというのがもうしなくてもいいんじゃないかっていうふうにおっしゃっているので、そこをそのときは陳情の審査だから住民投票のことまでは追加で聞けなかったんです。でも今日は聞けるので、だとしたときに、どっちなのかなっていう確認です。

○西次雄氏 仮定の話ですか、はっきりどっちかという、ちょっと質問の内容が分からない。端的に。質問を頂けますか。

○日置委員 陳情が通って、予算がとまっていたら、住民投票は求めないというお話をされていたんです。会議録見られますか。ホームページに公開されてる。

○西次雄氏 予算が通ってなければ、住民投票を求めないと発言したんですかね。

○日置委員 読み上げますと、そういう意味じゃなかったら私の取り方ですけど、陳情を通していただいたら、今私たちが進めている、そういう署名を住民投票条例を活動を提出するという意味ですか。これ、陳情が通ったら、今回の 3 月議会で新庁舎関連予算というのがストップされるというそれが例えば議員の皆さんが、そこは除去しろないか、そこだけとは、これが通ったんだったらね、23 億円でしたっけね、それが除去されるという約束であればですね。私たちは当然やりません。ちょっと中略しますが、どなたかが提案して 23 億の新庁舎に関する予算をちょっと棚上げしてということであれば当然私たちも住民投票という形で訴

えるというのがもうしなくてはいいんじゃないかと。というふうにおっしゃっているんで、ていうところで、私が当時分からなかったのです。住民投票が起きることが目的なんだったら、議会が新庁舎建設をストップしようが、ストップしまいが、住民投票を求めていくっていうお話なのかなあって当時思ってたんです。当時は、要は住民投票っていうのは整合性がよく分からなかったということです。伝わっていますか伝わってなければ私の質問が悪いんですが。

○西次雄氏 住民投票条例はもう既にこの間、最終本会議の前に出してあったわけですね。ということはもうそれを進めて、住民投票条例を予算が可決しようがされまいが僕は個人的には、住民投票条例はそのまま進んでいくものと、請求はですね、進んでいくものと、個人的に思っています。そこまで会ではですね、突っ込んで議論はしておりません。以上です。

○日置委員 それは分かります。会でそのときそういう発言があったかもしれないけど会でそこまで統一されてなかったということだと思うので、それは分かったんですが、私が前回、西さんのだけはちょっと分からなかったというのは、何回かおっしゃったその45億円の計画が20億円はね上がったっていうことに対する不満を西さんおっしゃったと思うんですけど、そもそも2022年の3月議会で、45億円規模で、当時まだ65億円ということがない頃、45億円規模で庁舎建設をするかしないかっていう議案に対して、西さんは45億円規模の庁舎に、当時は反対してたと思うんです。当時はなぜ、今、45億円の庁舎求めているんだとしても、当時はなぜ45件規模の庁舎に反対だったんですか。そこを本会議場で西さんが議員として、討論されていれば聞かないですけど、そこされてなかったんで、当時はなぜ45億円規模の庁舎に西さんは反対だったんですか。過去と未来でそう理由さえ分かればいいんです。理由さえ分かれば。

○西次雄氏 今の質問は、過去の個人のことを質問されればですね。これは間違いないですね。個人として答弁させていただきます。会としては答弁しません。根本を言いますと、位置条例、当局から出されたときにですね、僕はもともとですね、箱物は要らないという主義でした。だけど、位置条例は、3名が反対しただけで、他の17名は賛成です。はっきり言って、僕はだから45億も要らないという思いでした。だけど四面楚歌でしたよ。たった3人が、反対しただけで、もう17名は声高々に新庁舎建設を進めておりましたので、ぼくが幾ら反対を発言しても、ただ意見を言うだけで何にも進まない。早く言えば、もう意気消沈でした。そこが根本です。ですから、発端はそこから来ております。ですから過去のことを掘り下げてですね、この間も申し上げたように社会情勢は変わっているんです。社会情勢が非常に特に混沌としております。世界が混沌という。日本も大きく変わろうとしており、ですから僕は会の皆さんと相談してこういう現状に現在に至ってるわけですね。ですから個人のことを、過去のことをとやかく本当はですね言いたくなかったんです。だけど、議会においてほとんど僕の意見は通らないわけです。言ったところで、声高に賛成の方が多かった中でですね、もどかしい心の中では思いはしておりましたけれども、そういうところでですね僕は、いくら声高に1人が、反対を述べても、進んでいくんだなあという思いでございましたので、個人の思いとしては以上でございます。

○日置委員 このことを言ってるのはそのときに西さんが理由を説明されていればそうは言っていないですよ。そこは分かってください。そのときに、賛成討論反対討論してればそれ

を議場にいたから分かるわけなので、45 億円の庁舎に反対されました。その理由が分かりました。そもそも自分は箱物というものに対してよく思っていない。でもその 1 年後に西さんは 65 億円の庁舎に賛成されました。そのときはなぜ 65 億円の庁舎に賛成されたんですか。それも議場でおっしゃっていただければここでは聞きません。でも、理由考え方が 180 度、値段が上がったのに、なおかつ賛成に意見も変えられたのを見て私は当時びっくりしたけど、ついに理由が分からなくてここまで来ているので、なぜ 65 億円で賛成されたんですか。

○吉永委員長 位置条例のことに關してのこれは審査にとって日置議員は必要かと思って質問されてるんですが、今回の議案第 41 号についての住民投票条例制定についての審査に必要な部分でお聞きしたいということで、参考人を招致してますので、その關連についての部分について質疑をお願いしたいと思います。

○日置委員 住民投票条例についてなんですが、この前の質問とかなり近いんですが、住民投票をすることが、新庁舎建設にとってベストな決め方、ベストの決め方だったとしたら、それはひっくり返して言えば、市長選で決めるべき案件ではなかったという話にどうしてもそれはなってしまうんです。西さん以外の方がそれを言うのは全く問題ないと思うんですけど、やっぱり市長選やられて塗木さんは、私はそれが塗木さんがいっているということは正しいと言うつもりはないんですけど、一応それで市長選が民意のとり方だったんだというふうに言っただけで西さんも当時市長選で民意を問うていたと思うんですよ。西さんは当時議員だったわけだから住民投票条例出そうと思えば署名がなくても出せたわけなので、つまり、改めて聞くんですけど、民意の問い方として、賛成反対とかじゃないという話だとしたらですよ。民意の問い方として、なぜ、市長選では不十分だったんですか。市長選で十分であれば住民投票は要らないと思うんですよ。なぜ市長選では不十分だったのか。

○西次雄氏 住民投票条例ということですね。我々が請求したわけですが、市長選挙のときにですね、我々は中断ということで出してわけですね。一つはですね投票率で言いますと、前々回より、投票率が、前々回ですかね、よりも投票率が下がったと。このことはですね非常に市民の皆さんが、この市政なのか、政治なのか。関心が薄くなってますよね。投票率が下がってきてる。本市だけではございません。全国的にも下がっています。この住民投票条例を請求するにあたってですね、市長選挙があつて、我々は敗北しましたがけれども、そのあと、我々の会の中でですね、協議をする中で、残りの投票に行かれなかった市民の皆さんが、どう考えていらっしゃるのか。一つは興味を持ってほしいという思いだったんですよ。やっぱり、多くの市民の皆さんが、全てに、特に今度、新庁舎建設という大きな問題の中で、意識を高めていただきたいという思いもありまして、会としては、住民投票条例制定請求こないでも申し上げましたけれども、やっぱり県内でもこういう事例が少ない。過去、出水市、阿久根市、そして垂水市がございましたけれども、この間も申し上げましたよねやっぱり制度としてある。それを活用して、市民の皆さんに意識を持っていただきたい。そういう思いが、会の中で意見もありまして、それをまとめたのが、この一つの条例制定請求であったということですね。ですから、やっぱり市民の皆さんに、市政に参加して全員選挙に参加してほしいという思いが根底にあったというような事実であります。そこから、この条例制定請求が始まったというふうに思っております。以上です。

○日置委員 つまり市長選の時点では余り住民の理解というものが深まっていなくて、興味

関心もなかなかあっていう状況でということが分かって、さらに理解を深めてもらったりとか、興味関心を持ってもらう手段として住民投票があるんだというような意味合いですかね。合ってますか私が言ってるか正しく理解したいので。

○西次雄氏 新庁舎中断を掲げて選挙戦に臨んだわけですので、やっぱりその中でですね、声高に、現市長を含めてですね、新庁舎問題に、選挙戦でですね、聞いた議員の皆さん方がほとんど僕は記憶にないところです。どこまで皆さん方、市長を含めてですね、新庁舎問題に、今進んでるんだからもうこれをやろうじゃないかという意見を市民の皆さんがどれだけ聞いたのかなと思っております。ですから、議員の皆さんも投票率が下がっているというのはもう事実だと思っております。御存じだと思っております。やっぱり、我々は何回も言いますけれども、今の非常に世の中が変わるときにですね、人口減少、そして経済の低迷、本市の農業の衰退、後継者いない。新規就農者は、ほとんど見られない。そして、農地は荒れていく。今、高齢者が一生懸命耕作放棄地にならないように頑張ってますけれども、あと10年20年すれば、この高齢者の方々ももう耕作はできなくなるだろうと思っております。そのように、大きく世の中が変わる中にですね、やっぱり政治というのはどうあるべきか。我が町の経済を守っていくためにはどうあるべきか。政治は其中でどう関わっていくべきかというのをですね、市民の皆さんに考えていただきたいという思いで、こういうふうに、取り組んできております。やっぱり最終的にはですね、市民の皆さんが、どれだけ幸せに暮らせるのか。世界でいうと、幸福度ナンバーワンという言葉がございましてけれども、本当に我が町はどの辺にいるんだろうかと。この間、うちの女性の意見陳述者が申し上げました。高齢者や弱い立場の人たちが、どれだけ便利な南九州市であったほうがいいかなというような発言をしましたが、そのためには、市民の皆さんもやっぱり政治に参加してほしい。それが今回の新庁舎建設、65億20億上がった。このことを、題材にしてですね、市民の皆さんが興味を持ってほしいという意味で、住民投票条例、これがあるんだよというのを訴えたかったと。ということでございます。以上です。

○日置委員 あと2点だけ、すいません。

1点目は、住民投票が必要な理由に、やっぱり市議会議員選挙の結果というのを一つ理由としてあるのかっていう確認です。というのは今、西議員がおっしゃった、市議会議員選挙において、各議員が新庁舎について主張をほとんどしていなかったと。そこにおいて、議員選挙で新庁舎の民意はなかなか反映されていないと。だから住民投票が必要だっていうようなお話なのかなというふうに、理解したんですがおおむね正しいのかどうかっていうかですね、議員の説明責任は多分二つあると思っていて、一つは、最低限の説明責任です。議場で、なぜ、この議案に対して賛成とか反対と思うか。二つ目は必要十分な説明責任です。なぜ、この議案に賛成したのか反対したのかということを議場で述べたところで、多くの方に伝わるわけではないので、しっかりとそれを伝えなきゃいけない。私は少なくとも1番は果たしてたつもりですけど、2番は足りてなかったという反省があります。西さんが1番果たしてたか分からないですけど。

だから市議会議員選挙で、民意がやっぱりまだ届いていなかったかなっていうのも住民投票の一つの理由になるんですか。

○西次雄氏 私は皆さんが、庁舎を言わなかったとは言いません。聞こえなかったと言った

だけです。私が市民の皆さんに聞いたら、そういうふうに答えただけですよ。僕が言ってるわけじゃないですので、そこは御理解ください。

ということで、市民の皆さんがですね、何回も言いますけれども、これまでの経緯じゃないんですよ。何回も、同じことを言いますけれども、社会は非常に激動期にあるわけです。本当に皆さん、我が町の農業をどういうふうに考えていらっしゃるんですか。お茶の価格は低迷し、地球温暖化で、大根農家はやぐらに干しても寒風にさらされない。さつまいもは基腐れでなかなか収益が上がらない。そのような非常に苦しい我が町は農業が主産業です。今、畜産農家も肉の価格が低迷して、飼料は高騰し、非常に苦しいと言っております。そして、お茶農家の人たちも、もうここ長年、茶の価格は低迷しですね、小さな茶工場の経営者の方々はもう手放して、大きな茶工場の方に茶畑もつくってもらったりしてるというふうに聞きます。また、もう、小さな茶農家は廃業をしているというようなことも聞いております。そのような我町の農業の現状を見るとですね、非常に我が町も、経済が低迷しているんじゃないかと思っております。

さらに、さっきも言いましたけど、農業後継者は育たないというのは、経営が順調でない。価格の低迷、あるいは人口減少、特に人口減少は激しいです。若い人は、地元に残る人はほとんど何%でしょうかね。順調に経営が行ってる農家の後継者は、何とか残るかもしれませんが、ほとんど若い人は、我が町から出ていっている現状、さらには、若い人たちが少ないことで、人口減少は非常に進んでおります。

この間も申し上げたように、南薩4市の中で人口減少が1番激しいのは、我が南九州市です。そういういろんなことを考えながらですね、この今の農家の皆さん方にも、やっぱり政治、市政のどうしたら、我が町の農業を少しでもよくするためにはどうしたらいいか。

○吉永委員長 西さん。答弁を住民投票条例のこの請求に上がった経緯の答弁にして下さい。

○西次雄氏 だから、それを市民に訴えるために住民投票条例を請求したわけですね、もうさっきと答弁したのと同じことです。以上です。

○日置委員 もう最後1点です。あくまでもこの住民投票条例は、新庁舎建設の65億円をストップすることが目的ではないんですね。

住民投票条例ってということによって住民自治が進んで、まちについて考える機会が生まれるからってということですか。それとも新庁舎建設をストップすることが、住民投票をするものの目的なんですか。

○西次男氏 それはですね。先ほどから言うように、市民の皆さんに、政治に関心を持ってる、ほしいというのは、第1番ですね。その結果は、市民が判断することですね。我々が、判断するところではございません。やっぱり、最終的には市民の皆さんが本当に全てにおいて、庁舎だけじゃなくて、全ての市政、行政そういうのに関心を持っていただくためには、最高の機会であったということでございます。以上です。

○吉永委員長 よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ほかに質疑はございませんか。

○しい委員 この住民投票条例を議会に提出するまでの経緯が議会議員側には伝わっていないというふうに、日置さんの質問を聞いていて感じました。それで、この住民投票条例を議会

に提出するまでにいろんな段階を踏んで、同時進行に進んできているのではないかというふうに私は理解していたんですが、それがきっと伝わっていないのかなという、グレーゾーン、このお題に対する住民投票条例なら住民投票条例、65 億円の陳情なら陳情と、このお題しか向き合うことができないというこの議会の仕組み委員会の仕組みという仕組みゆえに、その中間にある流れというのが、恐らくこちら議員側には伝わっていないというふうに感じました。

それで、質疑なんですけど、住民投票条例をなぜ議会に提出したのか、そしてそこまでの流れを、もう一度具体的に、議長にですか。

○吉永委員長 いや、しい委員、住民投票条例請求は市長です。市長から今議案として議会のほうに提出されてるんで、そこは。

○しい委員 はい、失礼いたします。訂正いたします。市長に提出されてそれが、議会にということですね。その流れ、つながりがきっと見えていないからこそその質問が出ているというふうに感じましたので、この住民投票条例を提出するまでの経緯というの、いま 1 度、御説明していただけないでしょうか。

○西次雄氏 はい、先ほども申し上げましたように、市長選挙からこっちにですね、この子や孫の未来を考える会を立ち上げたわけですが、その中でですね、1 番は先ほども出ましたけれども、45 億が 65 億になった、これでいいのか。だけど、投票率は、下がったと。そうする中で、我々は、鹿児島大学のこの間も申し上げました平井教授に、いろいろ取組を今後どうしたらいいのかという相談に行きました。鹿児島大学まで行って平井教授と二、三時間、3 時間ぐらいでしたかね、いろいろお話を聞きまして、じゃどういう方法があるのか。

1 番は、その当時は、庁舎問題でした。で平井教授と面会して、その中でいろんな取組としてありますよと。住民投票条例、請願なり陳情なり、そして、メディアを活用することも大事ですよということで伺いました。

ですから、その中で、この間も申し上げましたように、1 月 4 日でしたので、それから、我々会で話し合いを進めながら、1 月中旬頃でしたかね、この間も申し上げましたように、陳情や住民投票条例を並行していかないといけないんじゃないかという中でですね、やっぱり問題になったのは、約 1 万人余りの方が、選挙に行っていないという思いも、お話も出ました。

ですから、もう 1 月下旬になったら、どうしたら、住民投票条例そのものの請求の仕方も分からなかったんですよ。で、あちこちに問い合わせたり、ソマタニさんという方がですね、元新聞記者の方がいられて、その方に相談に鹿児島まで行きまして、その方が、川内原発の事務局か何かされていたということですね。その方にも御相談して、どういうふうにしたら住民投票条例というのを請求できるかというのをですね、教わりました。そのことでですね、少しずつですね、書類作成から進めていって 1 月 29 日でしたかね、条例制定に向けた申請を行ったわけですね。なかなかですね書類作成も、簡単にいきませんでした。行政のほうもちょっと待てと。今日あした来て、あしたは答えられないということでしたので、準備を進める中で、まずは申請だけをですね、29 日に出したわけですね。そして、選挙管理委員会にもですね、出した訳です。

だから、順番に言えば、そういう経過があつてですね。2 月 2 日に認可がおりましたので、それから、署名活動を行いました。22 名の代表請求から始まったわけですね。最終的には、

穎娃地域までもらうためには知覧地域には、委任者はございませんでしたけれども、知覧川辺で委任者をお願いして、総勢 30 数名にあったかなと思います。トータル的にはですね 2 日が、二日市、川辺の二日市が 2 日と 3 日にありましたので、そこではですね知覧地域の方も大分署名を頂きました。そして、その委任者の方々がですね、知覧の方々からも大分頂きました。そういう中で、1 月、ごめんなさい 2 月 20 日でしたか、提出したのはですね、1000、4000 か、約 3977 になったけ、最終的には。はい。最終的にはそういう署名が達成できたということですね。

あとは御存じのとおりです。とにかく、550 名以上のところを、あれだけの署名を頂いたということで、経過としてはそういうことでございます。以上です。

○吉永委員長 よろしいでしょうか。ほかに質疑はございませんか。

○山下委員 今、住民投票条例の請求を出すまでの経緯を詳しく説明していただきましたけれども、その途中にですね、公開質問状というのを我々議員にわざわざ自宅のほうまで、丁寧届けてくださってございましたよね。公開質問状となっております。

そういうのもあったのは初めてでしたし、これに回答するには非常にやはり責任を伴うものだなと思いながら臨んだわけですけども、非常に第 1 印象としては乱暴な質問状だなというふうに正直思いました。住民投票条例の請求に賛成か反対かをまず回答してほしい。もしこれ回答がなければ、新庁舎建設 65 億に賛成すると判断しますというふうに文言は書いてありました。投票条例と、65 億に賛成か反対かをですね結びつけるような文言が書いてありましたので、これはなかなか簡単に賛成反対というふうにも書けないなということと、何日までに回答お願いしますということも書いてありませんでしたし、ただ、せっかく届けてくださった重要な書類ですので、何も答えないというのは大変失礼だということで、私は一応、回答はできませんでした。賛成反対には回答はできませんでしたけれどもその理由をしっかりと書いて返信をいたしました。

全ての議員に恐らくこの公開質問状というのは出されたんじゃないかと思いますが、メディアを使ってとか先ほど話もありましたけれども、全て公開することとしておりますというふうに文書にも書いてありましたが、どこでどういうふうに公開されたのかも私たちは知りませんし、されたのかどうかも分かりませんけれども、議員に対するそういうその公開質問状を出されたことが、この今回の投票条例の請求にある程度生かせる場所があったんでしょうか。それとも全く役に立たなかったですかたちましたか、それをちょっと教えてください。

○西次雄氏 はい、先ほども申し上げたようにですね、1 月 4 日以降に、住民投票条例制定請求の申請をするまで、何度も申し上げますが、我々も手探りでですね、何をしたらいいのか分からなかったわけですね。住民投票条例そのものを申請の仕方から様式とか全て分からない。そして、今質問があったように、公開質問状、そして、陳情そして条例、もう、我々会の中で、誰もそういう知識がある者はいなかった関係ですね、いろんなところに聞いてやりましたけれども、その中で話が出たのは、公開質問状もその一つの手だてだということで、3 つ、公開質問状そして陳情、そして住民投票条例、この三つが浮かんだわけですね。

おっしゃるように、回答期限もないし、いろいろ御質問もありました。二者択一かという御意見もございました。それについては失敗かなと思いながらもですね、その結果が役

に立ったかというのと、立ってないとしたら答弁はできません。まあ、ここにもいらっしゃいますけれども、そのことについてはですね、役に立ってないということをお伝えいたします。以上です。

○吉永委員長 よろしいでしょうか。ほかに質疑はございませんか。

○菊永委員 1点だけお伺いいたします。住民投票条例制定の直接請求等についてですけれども、有効署名数の地域別内訳っていうのが、私たちのところに選管のほうから、配布されていますけれども、参考人にお伺いしたいのは、この2337名の中のこれがほとんど川辺地域、というようなことで、頼娃・知覧では21%と、その中で川辺が79%というようなふうに出ていますけれども、この件についてはどのような参考人はとらえていますか、お伺いします。

○西次雄氏 我々はその内容は、確認しておりません。ここでどうだということは、答弁はできないと思います。

○吉永委員長 ほかに質疑はございませんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

ここで、議案第41号について審査を一時中止します。

西さん、川口さんには貴重な御意見頂き誠にありがとうございました。

しばらく休憩いたします。

○吉永委員長 再開します。委員会の進行の中で質疑応答で、参考人の西次雄さんの発言の許可、また、そのときにですね、委員長の私がですね、二、三回ほど、西委員といった発言等もあったかと思しますので、西次雄さんに訂正しお詫び申し上げます。

○菊永委員 参考人ではだめなんですか。名前を言わないで。

○吉永委員長 西次雄さんになっておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第41号の取扱いについて、討論、採決の前に、採決方法等について協議したいと思います。何か御意見等はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

○日置委員 本件について、反対の立場で討論いたします。

まず私は、今回のケースを考えると当初次のように想定していました。

新庁舎建設の、ごめんなさい、住民投票の目的っていうのは、新庁舎建設を中断するための手段としての住民投票なんだというふうに私は考えて、最初望みました。

今日もそのことについて、再三、参考人に質疑いたしましたが、結論としては、私の理解では、それもさることながら、住民投票することによって住民理解が深まって、政治に興味、関心を持ってもらって、より深い住民自治につながるんだと。そういう効果が住民投票にはあって、そういうメリットがあるから実現したいんだ。というふうに私なりに理解しました。

○吉永委員長 傍聴者は発言をしないでください。

○日置委員 住民投票に反対、新庁舎建設に反対だから、住民投票に賛成という話ではないんだとしたら、これはもうこの町の民主主義の話になってくるんだらうと思います。

まず私は、住民投票することによって、このことについて住民理解が深まったりとか、政治に興味、関心を持ってもらうとか、それをきっかけにいろんな議論が起きるとかっていう

メリットは、確かに間違いなくあるんだろうと思っています。

ただ、今、この町は代議制民主主義なので、実はそのことってというのは、一つポイントとしては、新庁舎建設に限らず、全てのことで、多分そうなんです。子育てのことについても、何か一つ住民投票をやれば、それをきっかけに、きっと子育てについてみんなでより深く考えるようになるし、介護のことについても、農業のことについても、これを住民投票でやるって何かがあればそれをきっかけに、そのポイントだけでみんな考えますから、すごく理解が深まって、町の住民自治に貢献する側面というのはあるんだろうと思います。

ただ、全部のことにおいて、住民投票をするわけにもいかないから、議会があるということだと私は理解しています。

なので、住民理解が深まるから政治に興味、関心を持ってもらいたいから、住民自治につながるからというだけでは、それは正しいし、いいことだと思うんですが、それだけをもって認めるというわけには、私はいかないんだろうというふうには思っています。

どういう場面だったら、逆に住民投票を認められるべきなのかっていうことを考えますと、まず私は一つ目は、議員の身分だったり定数に関わる話です。議員の何人必要かとか、議員の報酬というのは議員で決めることができます。でも、それって原理的にやっぱり難しいところがあるので、議員の数を減らしたほうがいいのか、議員の報酬を下げたほうがいいのか、もしくは上げたほうがいいのかっていう案件が住民投票で来たときには、これはもうどんな案件だろうが受けないといけないんだろうと、こういうケースはまず受けなきゃいけないと思います。

二つ目は、やはり市長選での公約が果たされてないというケース、例えば同じ 65 億円庁舎建設を見直すでも、塗木市長が、例えば今から、やっぱり 45 億円庁舎の規模にしますって仮に言ったとします。

それに対して、65 億円規模の庁舎を求める住民団体の方々が、住民投票請求を上げてきた場合は、認めざるを得ないんだろうと思います。公約を市長が違反してるから。

逆のケースもそうです。仮に西市長が当選されてて、45 億円規模の庁舎をつくるんだって西市長が言ったときに、市民の塗木弘幸さんが、いや、65 億円規模の庁舎をつくってほしいという住民投票を上げてきたときも、私は当然それは否決します。

なぜか。西市長は選挙のときの公約を守ってるからです。

だから、同じ 65 億円規模の新庁舎建設を認めるか、認めないかっていう話は、とにかく理由が大事なんです。

その理由を、しっかり示すのが議会の役割だと私はまず一つ思うんです。

だから、まず、市長選が代議制民主主義の形である一つの市長選で、多数派である市長がその公約を言ってるっていうケースの場合は、公約を守らないっていうケースの場合は、それは住民投票請求が来たら、議会としては応じるべきなんだろうというふうに思います。

三つ目は、そもそも選挙のときに、想定できないようなケースが起きた場合です。

この三つについてのことが起きるんだったら、住民投票を議会として認めなきゃいかんかならうと思いますが、今回のケースは、市長選から特に状況が、建設について変わってるわけではなく、むしろ公約を果たそうとしてるわけですから、それはむしろ代議制民主主義としては、それなりに正当性のある行為なんだろうというふうに思います。これは私が。

○吉永委員長 傍聴者の方に申し上げます。傍聴席で、私語は慎んでください。これで2度目の注意となりますので、次は退席を求める場合がありますので御了承ください。日置委員どうぞ。すいません。

○日置委員 これは、私が新庁舎建設に賛成してるからとかそういう話では決してないです。自信を持っていますが、逆だったとしてもです。仮に45億円規模を求める候補が、市長選で勝ってて、65億円規模を求める住民投票が起きてたとしても、私はそれはノー（NO）で言います。庁舎とは関係なく、この町の直接請求というものをどう議会が取り扱うということを考えたときに、今回のケースは、認められないのかなというふうに思います。

ただ、だからといって、頂いた署名だったりとか、活動が私に何も響かなかったかといえ、決してそういうことではなくて、つまるところ、先ほども少し言いましたが、説明責任というものについて、もっと真摯に取り組むべき案件だったんだろうという深い反省はあります。今さらですが。

ということで、非常に重たい案件だと思うんですが、私としては、認めるに足るだけの理由を見つけることができませんでした。以上です。

○吉永委員長 ここで再度申し上げます。傍聴者の方に申し上げます。傍聴人は拍手をしたり、私語、発言をすることは禁止されてますので、静粛に傍聴していただきますようお願い申し上げます。

なお、再三、注意をして従わない場合は、退席を求めますのであらかじめ御了承頂きたいと思います。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

○しい委員 賛成の立場から討論させていただきます。

この議案第41号に対する意見書の中で、最後の29ページですね、29ページの下から8行目でしょうか。合併推進債を活用できなくなりますという意見書の文言があります。

ずっとこの新庁舎関連の中で討論してきて、今、住民投票条例のことについて向き合っている時間だったんですが、感じてきた違和感としまして、執行部側からの説明とそして参考人の話を聞く中で、乖離している部分、違和感を感じるのは、この合併推進債が目的になっているからではないかと私は考えて、感じております。

これは住民の方々の意見を聞いて、3、4か月以上真剣に向き合ってきた結果、ここにかなり大きな問題を感じておりまして、合併推進債が使えなくなるから、今すぐ建てなければいけないという目的に進んでいるものに対して、住民はどうしても、住民の声がそうじゃないよというふうに考えてほしい、感じてほしい、そういう思いで、550名集めればよかったもの署名を既定の大幅に超える2,337人の署名も集めて、我々の意見を聞かせて、賛成なのか反対なのかどちらも選べるわけです。

そこに対して、住民の声をちゃんと反映するチャンスをいただけないでしょうかというふうにかなり歩み寄って、平和的に解決する手段として、この住民投票条例が提出されているというふうに感じております。

そして、この最大の予算と言われるぐらいの65億というお金を投じるに当たって、45億が65億になり、20億、高さ20メートルのお金を1年間で大きく上乗せすることになったわけです。

その中で、住民投票条例を無視することになったら、約 1,400 万円ぐらいかかるだろうというふうに選管の方が言われました。1,400 万もすごく大きなお金です。

ですが、住民の方々が一人一人、私は賛成です、私は反対です、という意見を投じることは 1,400 万、町のお金を投資することは価値があると感じております。

もし、これをしなかったらですね、農民一揆だと感じておりまして、もっともっと違う方向で、ほかの行政が決めることに対して、不服だ不服だという動きが起きてしまうのではないかと感じております。

市民が納得できない状態で 65 億のお金を投じて、大きな箱物、防災を強化しましたという建物ができたところで、市民が本当に幸せになるのだろうか。その矢印をずっと自分に向けて、これはできたほうが幸せなのか、できないことが幸せなのか、結局それではないかもしれないんですが、市民のための市民に、市民のためのものを市民のお金を使って、国のお金も借りるかもしれないんですが、借りるお金なんですよ。プレゼントされるお金じゃないわけですよ。

だから、真剣に向き合わなきゃいけないので、住民の声を反映させるチャンスをくださいというふうに懇願してるのが、この住民投票条例だと感じておりますので、私は、住民投票条例をするべきだというふうに思いまして、賛成しております。以上討論になります。

○吉永委員長 ほかに討論はありませんか。

○上赤委員 私は、これまで一般質問の中でもお話をしたんですけど、この新庁舎建設におきましては、7 回にわたっていろんな側面から質問を重ねてきました。

そして、最終的に考えて、今回の 6 年度の当初予算には賛成しました。そういう中で、投票率の話等も一般質問の中でさせていただいた経緯があるんですけども、私は改めてですね、つくる、つくらないのしい委員の話もあったんですけど、住民がこの市政に関心が薄れているという、そちらのほうを私、本当に、思うところが強く思ってます。

そういう形で、ここに地域別の人数を見たときに、潁娃の方が 2,337 人の中に 416 人もいるというこの数字を見て、改めてですね、私は、もうつくることに賛成した立場であるんですけど、この思いの人たちがいる限りは、やはり住民の考えを尋ねるべき、聞くべきじゃないかなという思いを新たにしたところでございます。そういうような考え方で、私はこの住民投票条例に賛成するという立場の討論としたいと思います。

○吉永委員長 ほかに討論はありませんか。

○内園委員 賛成の立場で討論いたします。3 月 20 日にこの住民投票を求める方々が出した新聞の中には、建設自体に反対ではない、事業費が膨らみ、この計画でいいのかという市民の声があると言っております。市民の声に耳を傾けるという立場から、市民の方々が反対する気持ち、また、このような形で受け入れるためには、1,400 万円かかるということですが、市民の気持ちを受入れてあげるためには、このことに反対と、ごめんなさい、賛成といたします。以上です。

○吉永委員長 ほかに討論はありませんか。

○角委員 65 億円規模の是非を問う住民投票条例に賛成の立場でお話しします。

まず、私も議員になりまして、新庁舎としてはそれなりに勉強してまいっております。いまだに、今つくるべきか、今じゃないかとはっきり言って答え出てません。

まず、なぜこの住民投票条例が制定されてきたのか。市長にも答弁しました。私もいろいろ質問しました。1番心配したのは、今後いろいろやるべきことがある中で、本当に予算的に南九州市大丈夫かということで、私も先日お休みをとって、財政課長ともお話ししました。

1番はですね、本当に今は、財政上問題ないですね、いろいろ指標を見る限りは、あくまでも指標です。

ただ、今後、市債が21億円と動きますが、ピークが23億円でありますと毎年、ただそのときには人がどれくらい減ってるかということを質しました。人口は減少してます。税収も下がってくるはずですよ。それをシミュレーションできないかって話もしました。

で、最終的にいろいろ聞いたらですね、新庁舎をつくる目的自体がもうぶらぶらしてるんですね、私が思ったところによると、この新庁舎をつくるために、市含めて、市としてはですね、3庁舎あるこの庁舎をどうかしないといけないと。

まず、人員削減もありますが、それ賛成、反対の立場いろいろあるでしょうけども、350人規模の庁舎をつくらんといかんと。それで、財政をうまくやるんだという話があります。

その中で住民説明もなさってます。ただ残念ながら、やっぱり少数ですね、意見も言いました。そうすると、やっぱり川辺と顥娃の方は、この庁舎をどうするんだと。結局、今でも言われてるのは、3町を一緒に盛り上げていこうじゃないかという話が出てます。もちろん知覧を盛り上げた後に、川辺、顥娃だということもあるかもしれません。

ただ、いやどうしてもわかんないのは、やっぱり住民にきちっと僕は、申し訳ない、議会制民主主義はね、本当に尊重すべきだと、今いる議員の方々はこれまでずっと話をして、きちっと今つくるべきだという話があればですね、住民にしっかり説明して、納得されてると思います。みんながみんな、まるだと、反対だというのは分かりかねますが、今回どうしてこういうふうになったのか。これをですね、僕は逆に立派だなと思ってるんですね。何もわかんないけども、本当にいいんだろうかと。よし、こうなったら我々に住民に賛否を問うてくれと。この賛否はですね、市長選で戦った結果であれば、賛成になると思うんですね。正直言って。自信持ってやっていいんじゃないですか。

私は、市長は。市長も言ってます、住民説明はちょっと不足していたと。今後も説明に行くと。市民の声は羅針盤だという答えもしてます。議会制民主主義を尊重すべきだと、言いつつですね。今回、住民の方がこれだけですね。一生懸命になって賛否を問うてくれと。これをですね、私も正直言って本当に今なのか、今じゃないのかって、いまだに答え出ません。

ただなぜかという、私の勉強不足だけど、本当にどうなるかというのが、しっかり見えてないからですね、3庁舎が今後どのような形になるのか。顥娃も知覧も本当に改修するのか。いずれなくすのか、それはまだ決まってません正直言って、グランドデザインが大きく見えてない中で、非常に不安をしている段階です。

1番大事なのは、これをするによってですね、南九州市は発展していく可能性を秘めていると。若い人たちも、自分の意思を賛否に問うと今つくるなあって。いや、つくるはずじゃないと。この結果がですね、ともあれ、みんなで決めたことじゃないかということで、前向きに、僕は行くんじゃないかなと期待してます。

もし、ここで議会の中で、そろそろ多数決になりますが、決めたときに、後から住民から、

あーあ何かなあってこういうふうに言われたくない、逆に言うと、希望を持つ意味で住民投票に賛成したいという意見でございます。以上です。

○吉永委員長 ほかに討論はありませんか。

○蔵元委員 議案第 41 号に反対の立場から討論いたします。

私たち、今、ここに現職いる議員。新人の議員の方もいらっしゃいますけれども、昨年の 5 年度の予算審査のときに、ゴーサインを出したと私は思っています。この前これは言いましたけれども、それは、それまでの庁舎をつくることに対するいろいろな協議を重ねた上で、今で、いかないといけないということで、そこに自分の責任をかけて、賛成をしております。

65 億ということで、今 20 億のことで、この件が出ておりますけれども、このことに関しては、3 か月、4 か月前ですかね、12 月に選挙がありました。これはもう争点は、誰が見ても、庁舎の 65 億の問題だったと私は思っております。

そこで投票が行われて、ちゃんと多数決で、現市長の主張が通っております。この投票という選挙ということを軽々しく考えてもらっては困るんですよ。これは、我々は任期 4 年です。あとはもう議会を解散するか、不信任案を出すか、それぐらいでしかできないんです。選挙っていうのは。住民投票が軽いものだとは言ってませんよ。ただ、3 か月前にそれはやったんですよ。もう。そのことをかけて選挙があったと、私は理解しております。

そのことで今、現市長が進めている事業であります。これは我々も責任がありますので、このことを今からひっくり返そうという、全然、私には理解できません。ということで、反対の討論とさせていただきます。

○吉永委員長 ほかに討論はありませんか。

○西山委員 議案第 41 号、住民投票条例の制定について賛成の立場で討論します。

理由としては三つあります。

一つ目、議会制民主主義のっとり、適正な手続により正当に進められてきた事業ではありますが、再三にわたり、新庁舎建設事業に関し、市民への説明が十分でなかったという発言があり、説明が十分でないために、将来に不安を覚え、市民が正当な市民活動の手続きとして直接請求を行うに至り、約 2,300 名の署名を集めた事実は、重く受け止める必要があると考えます。

二つ目、新庁舎建設に対して、市民の中には、賛成反対関係なく、直接的な形での意思表示をしたいと願っている方々がいると聞いています。そういった意見に対して、住民投票条例を可決することで、その声にこたえることができると考えます。

三つ目ですね、新庁舎は合併後の南九州市のさらなる発展の象徴であり、市民に不安を与える存在になってはいけないと考えています。南薩の中心となるまちづくりを責任を持って推薦していくためにも、市民の協力が必要不可欠であります。足りない部分を補い、市民の声にいま 1 度耳を傾ける必要があると考えます。

今後の南九州市の未来のためにも、新庁舎建設がなぜ必要かを多くの市民に理解してもらう必要があります、何度も言いますが、市民に正確な情報を伝え、興味を持ってもらい理解してもらうことが大切です。

私は、議会は市民の代表であり、市民に近いところでバランスを保つことが必要であると考える、この場に立っております。これはあくまでも私見ですが、そのような考えなので、住

民投票条例の制定に賛成いたします。以上です。

○吉永委員長 西山委員。賛成討論です。はい。ほかに討論はございませんか。

○村方委員 議案第 41 号、南九州市新庁舎建設 65 億円規模の現計画の是非を問う住民投票条例の制定について、反対の立場から討論させていただきます。

多くの議論が交わされる中で、私なりに、多くの時間をここに費やし、昔の資料も全て読んだであろうと、その状況は見てはおりませんが、決してみんなの、そこに参加していた人たちが一生懸命、そしてほかの町の事例だったりとか、そこを視察に行ったりとか、本当に一生懸命進めてこられたこと、それを、また町の方々にもしっかりと伝えていく姿というのは一市民として、見ていたものとして、十分私としては伝わっているものでありました。

財政面でいくと、私自身もまだ知識は足りませんが、これまでの先輩たちが積み上げてきた健全な財政を持っており、将来を見通せる状態だと思っております。そんな中で、合併推進債、これを使わない手はないという声も多くございます。

今後、日本銀行がマイナス金利を終了したことで、何かしら金融機関から資金を調達するということに、今後、利息というものは、さらにさらに上がっていく傾向にございます。

これ以上に有利な資金の調達方法もないのではないかと思います、それがあるから建てましょうということでもないとは思いますが、今このタイミングで、つくるということは非常にいい選択肢だと思っております。

30 年かけて、これから資金を、その建設費を返していく負担を確かに背負うということですが、借金という言葉は、非常にネガティブな言葉に聞こえますが、お金の価値も変わってまいります。

今、2 億円返していく、毎年毎年 2 億円ずつ返していくという、2 億円というお金は、10 年後、20 年後同じ価値ではかるべきではないと思っております。

きっと、この経済が今まで先輩たちが、ずっと支えてきてどんどんどんどん右肩上がりで、上がってきたときのように、お金というものはどんどんどんどんやっぱり価値を変えていっております。将来、2 億円というものが今の 2 億円は大変だけれども、また将来の 2 億円というのは、今と比べると、きっと、今よりもやさしいものになっているというような考え方をするのが一般的な金融リテラシーであると考えております。

お金だけでははかれない時間がかかっているというのも、ここまでの計画に 4 億 3,000 万ほどかかっていると聞いておりますが、そこにかけた思いや情熱というものの、決してそれは、尊重されるべきものだとも思っております。

南九州市の計画の上で、市民の希望になる新庁舎を建設するタイミングが今だと思っております。

なので、この住民投票条例 65 億円規模の現計画の是非を問う住民投票条例の制定について、反対の立場で、意見させていただきました。以上です。

○吉永委員長 ほかに討論はありませんか。これで、討論を終わります。

これから、議案第 41 号、南九州市新庁舎建設 65 億円規模の現計画の是非を問う住民投票条例の制定についてを採決します。この採決は、起立によって行います。

本案は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立少数です。

議案第 41 号は、否決されました。

次に、委員長報告についてお諮りします。

委員長報告については、私と副委員長に御一任願いたいと思いますがよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしということで、それではそのようにさせていただきます。

そのほかに皆様から何かありませんか。

○日置委員 前回もそうだったんですが、本会議の採決につきまして、非常に重要な議案なので、誰がどういう態度を示したかっていうのは残したほうがいいと思うので、記名投票をするべきだというふうに提案します。

もちろん委員長、副委員長一任ですが、意見として、記名投票、賛否が分かるようにしたらどうかという提案です。

○吉永委員長 ただいま日置委員のほうから、さきの陳情の採決に当たりまして、本会議場で記名投票を行っていただきたいという提案がございました。

これは本会議場での、議長が判断することではありますが、皆さんがおそろいですので、この後、議会運営委員会でも協議したいと思いますが、日置委員から提案がありましたが、ほかに御意見等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、これについては、また議会運営委員会でも諮りたいと思いますが、特に御意見はなかったので、日置委員の提案がありましたので、それについても協議させていただきたいと思いますが、日置委員それでよろしいでしょうか。

ほかに何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、これで、南九州市新庁舎建設 65 億円規模の現計画の是非を問う住民投票条例の制定に関する特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(閉会 17 : 05)